

立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務 事業者選定要領

1 プロポーザル方式の実施

立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務委託を行う事業者を選定することを目的とし、立体道路制度の活用による MaaS 拠点成立可能性調査業務提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設立する。審査委員会の管轄のもと、委託事業者を公募型プロポーザル方式により、最も適した事業者を選定する。

プロポーザルの実施に際して、審査委員会の協議により 2 (3) 審査評価基準等を決定する。

2 審査及び事業者選定

(1) 事業者の選定

委託事業者の選定は、審査委員会が行うこととする。

(2) 優先交渉権者の決定

審査委員会は、応募者からの提案書の審査を行い、本事業に最も適した事業者を応募者の中から 1 者選定する。審査委員会の選定結果を踏まえ、委託事業者を決定する。

(3) 審査評価基準

提案書の内容による委員の平均評価点を 100 点満点として評価を行うこととする。

別添の審査評価基準書の各項目について採点し、点数を記入する。また、基準点を 60 点とし、これを超える評価を得なければ、選定されないこととする。

3 提案審査内容

提案課題項目にしたがって審査を行うこととする。

- (1) 外環上部空間の利活用に係る条件整理について
- (2) 空間利用計画案の作成方針
- (3) 資金計画案の作成方針
- (4) 交通モード接続案の検討方針
- (5) 実施スケジュール
- (6) 実施体制（担当業務、管理・責任体制）
- (7) その他本業務に対する提案

4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和 2（2020）年 3 月 9 日までとする。

■ 評価基準書（案）

評 価 項 目		基準点数
(1) 外環上部空間の利活用に係る条件整理について	①公共空間（道路）の利活用において民間を活用し施設整備を行う場合の条件が網羅されているか。 ②中心市街地及び交通等のまちづくりの視点があるか。 ③和光市の状況や外環上部利活用の経緯を理解しているか。	20
(2) 空間利用計画案の作成方針	①研究開発企業及び商業者へのヒアリングについて、対象を絞り込みすぎているか。 ②市民、議会等への説明に配慮し、図等の作成を念頭に置いているか。 ③想定するスキームの成立を目標としながらも、進取の気性に富んだ案を作成する意思が感じられるか。	20
(3) 資金計画案の作成方針	①資金計画案の作成は、市や各団体と共同して行う意思が明確となっているか。 ②区分地上権設定対価の算定は、市民や議会への説明に配慮しているか。 ③ヒアリングを行うデベロッパーあるいはマスターリース会社の具体的なイメージがあるか。	20
(4) 交通モード接続案の検討方針	①交通関連事業者とのヒアリングを意識しているか。 ②現実的な収入と経費の試算を予定しているか。 ③都市再生推進法人（まちづくり会社）によるマネジメントを意識しているか。	10
(5) 実施スケジュール	①無理のないスケジュール設定がなされているか。 ②業務内容を理解したスケジュールとなっているか。	5
(6) 実施体制（担当業務、管理・責任体制）	①進取の気性に富んでいるか。 ②真摯に取り組む姿勢が感じられるか。 ③市、各団体、交通関連事業者等との連携を意識しているか。	5
(7) その他本業務に対する提案	①仕様書で求められている以外の提案がなされているか。 ②和光市の取組に対してオリジナリティを感じることができるか。	5
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	①技術者の知識・経験を踏まえ、提案内容に根拠があるか。 ②補足説明等が明確で、業務に対する取組意欲が高いか。 ③質問に対する応答の明確性、迅速性が高いか。	15
合 計		100

注1：評価基準書（案）は審査委員会で最終決定するため変更の可能性がある。

注2：見積書は数値化しないが、提示した業務規模とかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない場合がありうる。

特に評価できる	評価できる	普通	やや劣る	劣る
A	B	C	D	E
×1	×0.7	×0.5	×0.3	×0